小菅ケ谷小学校いじめ防止基本方針

平成２９年５月　　策定
平成３０年２月一部改訂
令和２年１０月一部改訂
令和３年　４月一部改訂
令和５年　３月一部改訂
令和６年　３月一部改訂
令和７年　３月一部改訂
令和８年　２月一部改訂

１　いじめ防止に向けた小菅ケ谷小学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

本校学校重点目標

「思いやりの心をもち、自分らしさを発揮して粘り強く最後まで取り組む子」

本校学校重点目標を受け、一人ひとりが目標を目指した生活を送るためにも、校内にいじめを起こしてはいけないと考える。

全校の子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童は、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所として機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

このような「いじめ」を防止するための本校の基本理念は、下記の理念を全うすることで、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校・社会の実現を目指していく。

・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す

・日常の児童指導体制及び対応の充実
・子どもが主体となって、「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育む
・いじめの「芽」を見抜き、被害者だけでなく加害者も生まない学校づくりを目指す

③ 児童と教職員が一丸となったいじめ防止の取組

「いじめを絶対に許さない」ということを、児童および教職員が一丸となって発信していく。

・各教室で、いじめの未然防止につながる日常的な取組を発信する。
・取組内容や実践の様子を校内で共有し、児童・教職員が共通理解を深める。
・実践を振り返り、改善点を継続的に検討しながら、よりよい学校づくりにつなげる。

２　「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

校長　副校長　教務主任　児童支援専任教諭　養護教諭　学年主任　等とする。
必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

学校いじめ防止対策委員会を常設とし、月１回以上、定期的に開催する。
いじめの疑いがある段階で、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。
校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

●未然防止
・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び、保護者に周知。
●早期発見・事案対処
・いじめの相談・通報の窓口の設置。
・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有。
・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。
●取組の検証
・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

３　いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

○問題が起きにくい学校風土を作ることが大切。些細な行為がいじめに広がらない、潤いに満ちた風土を作るための取組。

② いじめの早期発見

・日ごろの児童の観察	・職員の情報交換	・児童支援専任との連携
・人権教育	・道徳教育	・ＹＰアセスメント
・いじめアンケート	・外部機関との連携	・地域との連携

③ いじめに対する措置

・学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録を行う。
・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援を行う。
・保護者の協力、いじめは法律上犯罪行為に当たることから、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

④ いじめの解消

・いじめの解消の要件

「いじめの行為が少なくとも３か月止んでいる。」

「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。」

⑤ 教職員等への研修

・児童理解研修の推進
・計画的な研修の実施

⑥ 学校運営協議会等の活用

・いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組むことを目指す。

４　取組の年間計画

月	取　組　内　容	学校行事等
４	・いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ防止対策全体会 ・児童指導研修 ・特別支援教育委員会	・地域訪問、個人面談
５	・学校説明会 ・・児童との個人面談②(GW 明け) ・SOS の出し方研修 ・いじめ解決一斉アンケート（記名）①	・地域訪問、個人面談
６	・ＹＰアセスメント実施①	・土曜参観、引き取り訓練
７	・特別支援教育研修	・学級懇談会
８	・横浜こども会議(代表児童)	
９	・児童との個人面談②(夏休み明け)	・個人面談
１０	・学校評価アンケート	・運動会
１１	・ＹＰアセスメント実施② ・いじめ解決一斉アンケート（無記名）②	・いちろく遠足
１２		・人権週間
１	・児童との個人面談③(冬休み明け) ・幼稚園、保育園参観	・個人面談
２	・いじめ防止基本方針の見直し ・中学校との引き継ぎ ・幼稚園、保育園参観	・学級懇談会
３	・中学校との引き継ぎ	
年間	・いじめ防止対策委員会（月１回・適時） ・打合せ ・職員会議（児童理解・情報共有） ・いちろく活動 ・スマホ・SNS 等の安全教室	・学校運営協議会

５　重大事態への取組

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第２８条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」（同項第１号)、「いじめにより当該学校在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた時」（同項２号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

６　いじめ防止対策の点検・見直し

・学校の児童・教職員は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う（ＰＤＣＡサイクル）。必要がある場合は、横浜いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。